

第 29 回 放射線モニタリング指針検討会 議事録

1. 開催日時 : 2021 年 5 月 20 日 (木) 13 : 32 ~ 14 : 55
2. 開催場所 : 一般社団法人 日本電気協会 4 階 D 会議室 (Web 会議併用)
3. 出席者 (順不同, 敬称略)
出席委員 : 松永主査(中部電力)*1, 鈴木副主査(東北電力)*1, 沼端(日本原燃),
井門(四国電力), 伊藤(富士電機), 太田(北海道電力), 小形(日本原子力発電),
小田中(東芝エネルギーシステムズ), 五嶋(三菱重工業), 城古(関西電力), 古川(東京電力 HD),
木村(日立 GE ニュクリア・エンジニア), 濱口(北陸電力), 東(九州電力),
山下(日本原子力研究開発機構), 桐生(電源開発), 吉田(日立製作所) (計 17 名)
代理出席者 : 森藤(日本原子力研究開発機構, 柴委員代理), 佐藤(中国電力, 南委員代理) (計 2 名)
常時参加者 : 江寄(千代田テック) (計 1 名)
欠席委員 : 柚木(産業技術総合研究所) (計 1 名)
事務局 : 原, 米津, 田邊 (日本電気協会) (計 3 名)
*1 : 議事(2)で主査, 副主査に選任。

4. 配付資料

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 資料 29-1 | 第 28 回 放射線モニタリング指針検討会議事録 (案) |
| 資料 29-2 | 放射線モニタリング指針検討会における検討事項 |
| 資料 29-3 | モニタリング検討会コメント回答 |
| 参考資-1 | 原子力規格委員会 放射線管理分科会 放射線モニタリング指針検討会 |
| 参考資-2 | 第 26 回放射線管理分科会 議事録 (案) |
| 参考資-3 | 放射線管理分野の 2021 年度規格策定活動 |
| 参考資-4 | 放射線管理分野の 2020 年度活動実績及び 2021 年度活動計画 |

5. 議 事

事務局より, 本分科会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後, 議事が進められた。

(1) 代理出席者承認, 会議定足数の確認, オブザーバ等承認, 配布資料の確認

事務局より, 代理出席者 2 名の紹介があり, 主査の承認を得た。代理出席者を含めて出席委員数は 19 名であり, 分科会規約第 10 条 (会議) の開催条件の委員総数の 3 分の 2 以上の出席者数を満たしていることを確認した。

事務局より, 参考資料-1 に基づき下記委員の交代の紹介があった。新委員候補については, 次回放射線管理分科会で委員として承認の予定である。

柴 委員 (日本原子力研究開発機構) → 森藤 委員候補 (同左)

(2) 主査選任について

事務局より、主査が退任したことから、今回分科会規約第13条（検討会）第3項に基づき、主査は委員の互選により選出されるとなっていることから、委員に推薦を募った結果、松永委員（中部電力）の推薦があった。松永委員の主査選任について、Web機能により決議の結果、全員賛成で承認された。

松永主査の指名により鈴木委員（東北電力）が副主査に選任された。

(3) 前回議事録の確認

事務局より、資料29-1に基づき、前回議事録案の説明があった。特にコメントは無く、正式議事録にすることで承認された。

(4) JEAG4606の改定に向けて

松永主査より、資料29-2に基づき、JEAG4606の改定に向けて、放射線モニタリング指針検討会における検討項目について説明があった。

主な説明は下記のとおり。

- ・ 資料29-2は、JEAG4606改定に対するこれまでの放射線モニタリング指針検討会における検討項目一覧であり、今回の検討会で、改定の方向性に対する意見を伺いたい。
- ・ JEAG4606改定版の発刊予定は、以前は2022年度下期を予定していたが、現状を踏まえると2023年下期になると予想される。
- ・ 規格の目次ごとに各委員の分担をお願いする。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ No.3-1の再処理排気モニタの耐震クラスについては、新規制基準適合性審査に合格しているの
で記載しようとするがこれで良いか。
- 確かに排気モニタの耐震はSクラスとして承認は受けているが、排気モニタの規則の解釈の中で、機能を喪失したとしても、公衆及び事業者に過度の放射線被ばくを及ぼすことが無い場合はその限りでは無いということになっている。安全重要施設の定義では、排気モニタが機能を喪失したとしても公衆とか従事者の被ばくに影響を与える訳ではないことから、安全上重要な施設では無いと考え、ここの記載は本来Cクラスでも良いと思う。ただ、過去に耐震クラスがAで許可を受けていたので、そのまま今回Sクラスで申請したという経緯がある。法令に照らし合わせていくのであれば、Cクラスにすべきであると思う。
- ・ 法令上の安全重要施設ではないので耐震クラスCとなることに関して意見はないか。
 - ・ 特に意見が無いので、法令上の理解ということにしたいと思う。

※後日確認した結果、以下のとおりであることが確認された。

六ヶ所再処理工場の主排気筒の排気モニタの耐震はSクラスとして許可を受けている。事業指定基準規則で耐震Sクラスを要求されるのは、その機能喪失により、放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設である。主排気筒の排気モニタは上記の影響を低減させるために必要な施設であって、地震後においても一般公衆への放射性物質の影響を

連続して測定・監視できるよう耐震Sクラスとしている。主排気筒の排気筒モニタ以外の排気筒モニタは、上記条件に該当しないため、耐震クラスはCクラスである。

- ・ No.3-4 緊急時モニタリングについては、引き続き NRA 技術検討チーム会合の動向を確認しつつ検討を進めることとしたい。
 - ・ No.3-5 の放射能測定法シリーズに関しては、これまで 2 名の担当を決めて、NRA 技術検討チーム会合の検討状況を確認してきたが、今後も主査の指名で 2 名の担当を決めて情報共有をしていくようにしていきたいと考える。
 - ・ No.3-6 モニタリングの品質保証について検討は完了という認識だが如何か。
 - ・ 記載されている内容は間違いないと思いますが、個人線量測定の品質保証については（公財）日本適合性認定協会（JAB）が認定制度をもって、それが 2023 年 10 月から施行されて、個人線量のモニタリングに関しては JAB が認定したモニタリングサービス利用者の線量計を利用する。もしくは自から ISO 17025 に基づいた品質活動の中で、個人線量のモニタリングを行っていくということで決まっている。一方、環境放射線の環境モニタリングにかかる品質保証だが、今は RI 法では同様に 2023 年 10 月 1 日から法律が施行されてモニタリングの品質保証ということで、測定器の校正等を要求されている。これはあくまでも RI 法の方であり、炉規法の方は今は入っていない。炉規法の方は、実際にそこまでの要求は無いのか。もしその RI 法と炉規法の違いで、炉規法の方が問題なければ良いと思うが、原子力業者の中には、RI 施設を持つところもあり、そういったところの対応がどうなのかと言うことが気になる。分かる方がいれば回答をお願いしたいと思う。
- 持ち帰り、確認し回答することにした。
- ・ No.3-8 の関連法規等の改定状況調査の方法については、分担の委員に確認後、連絡する。

(5) JEAG4611 改訂案放射線モニタリング検討会コメント回答

松永主査より、資料 29-3 に基づき、JEAG4611 改訂案放射線モニタリング検討会コメント回答について説明があった。

主な説明は下記のとおり。

- ・ JEAG4611 については各委員の協力を得てコメント集約及び回答ができた。

(6) その他

1) 原子力規制庁からの技術評価でのコメントに対応した規格作成上の注意事項及び規格作成手引きの改定について

事務局より、原子力規制庁からの技術評価でのコメントに対応した規格作成上の注意事項及び規格作成の手引き改定について説明があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 前回改定時の電子データについて事務局で所有しており、内容については最終版か分からないという話だった。規格改定では内容を確認して作業を行うこととするので、上記電子データを送付してもらえるか。

→送付する。

2) 次回検討会開催について

次回放射線モニタリング指針検討会は、7月13日から16日の内で、会議室が確保可能な日に実施することにする。

会議室確保ができ、7月13日(火) 13:30～ に開催することとなった。

以 上